

山梨県公報

号外第三十七号

令和八年

十月十六日

金曜日

目次

告示

○山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例第三条第二項第八号の指針を定める規則の規定による知事が定める指針の一部を改正する告示

○都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示の一部を改正する告示

訓令

○山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

○山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

人事委員会

○山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

○山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

○山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

監査委員

○山梨県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

その他

○山梨県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

告 示

山梨県告示第二百七十三号

山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例第三条第二項第八号の指針を定める規則の規定による知事が定める指針（令和七年山梨県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正し、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日から適用する。

令和八年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

題名及び本則中「第三条第二項第八号」を「第三条第二項第九号」に改める。

山梨県告示第二百七十四号

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示の一部を改正する告示

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示（平成十六年山梨県告示第九十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「第五十二条第一項第六号」を「第五十二条第一項第九号」に改める。

附 則

この告示は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日から施行する。

訓令

山梨県訓令甲第十九号

本 庁
出 先
機 関

労働委員会事務局

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の部局長の款中「リニア整備推進監」の下に「、富士山官民共創推進監」を加える。

第十四条第一項中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令甲第二十号

本 出 先 機 関 庁

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の表中「リニア整備推進グループ」を「リニア整備推進グループ」に改める。

グループ	リニア整備推進グループ
進グループ	富井推

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年十月十六日

山梨県人事委員会

委員長 水上 浩一

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条（見出しを含む。）及び別表第二の2の項中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条（見出しを含む。）及び別表第二の2の項中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十一号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年十月十六日

山梨県人事委員会

委員長 水上 浩一

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十一年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表6級の項1及び同表7級の項1中「（一）（二）（三）（四）（五）（六）（七）（八）（九）（十）（十一）（十二）（十三）（十四）（十五）（十六）（十七）（十八）（十九）（二十）（二十一）（二十二）（二十三）（二十四）（二十五）（二十六）（二十七）（二十八）（二十九）（三十）（三十一）（三十二）（三十三）（三十四）（三十五）（三十六）（三十七）（三十八）（三十九）（四十）（四十一）（四十二）（四十三）（四十四）（四十五）（四十六）（四十七）（四十八）（四十九）（五十）（五十一）（五十二）（五十三）（五十四）（五十五）（五十六）（五十七）（五十八）（五十九）（六十）（六十一）（六十二）（六十三）（六十四）（六十五）（六十六）（六十七）（六十八）（六十九）（七十）（七十一）（七十二）（七十三）（七十四）（七十五）（七十六）（七十七）（七十八）（七十九）（八十）（八十一）（八十二）（八十三）（八十四）（八十五）（八十六）（八十七）（八十八）（八十九）（九十）（九十一）（九十二）（九十三）（九十四）（九十五）（九十六）（九十七）（九十八）（九十九）（一百）」の下に「（一〇一）（一〇二）（一〇三）（一〇四）（一〇五）（一〇六）（一〇七）（一〇八）（一〇九）（一一〇）（一一一）（一二一）（一二二）（一二三）（一二四）（一二五）（一二六）（一二七）（一二八）（一二九）（一三〇）（一三一）（一三二）（一三三）（一三四）（一三五）（一三六）（一三七）（一三八）（一三九）（一四〇）（一四一）（一四二）（一四三）（一四四）（一四五）（一四六）（一四七）（一四八）（一四九）（一五〇）（一五一）（一五二）（一五三）（一五四）（一五五）（一五六）（一五七）（一五八）（一五九）（一六〇）（一六一）（一六二）（一六三）（一六四）（一六五）（一六六）（一六七）（一六八）（一六九）（一七〇）（一七一）（一七二）（一七三）（一七四）（一七五）（一七六）（一七七）（一七八）（一七九）（一八〇）（一八一）（一八二）（一八三）（一八四）（一八五）（一八六）（一八七）（一八八）（一八九）（一九〇）（一九一）（一九二）（一九三）（一九四）（一九五）（一九六）（一九七）（一九八）（一九九）（二〇〇）」を加える。

別表第十二中「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に改め、同表知事の事務部局「（一）（二）（三）（四）（五）（六）（七）（八）（九）（十）（十一）（十二）（十三）（十四）（十五）（十六）（十七）（十八）（十九）（二十）（二十一）（二十二）（二十三）（二十四）（二十五）（二十六）（二十七）（二十八）（二十九）（三十）（三十一）（三十二）（三十三）（三十四）（三十五）（三十六）（三十七）（三十八）（三十九）（四十）（四十一）（四十二）（四十三）（四十四）（四十五）（四十六）（四十七）（四十八）（四十九）（五十）（五十一）（五十二）（五十三）（五十四）（五十五）（五十六）（五十七）（五十八）（五十九）（六十）（六十一）（六十二）（六十三）（六十四）（六十五）（六十六）（六十七）（六十八）（六十九）（七十）（七十一）（七十二）（七十三）（七十四）（七十五）（七十六）（七十七）（七十八）（七十九）（八十）（八十一）（八十二）（八十三）（八十四）（八十五）（八十六）（八十七）（八十八）（八十九）（九十）（九十一）（九十二）（九十三）（九十四）（九十五）（九十六）（九十七）（九十八）（九十九）（一百）」に改める。

の部本庁の項中「（一）（二）（三）（四）（五）（六）（七）（八）（九）（十）（十一）（十二）（十三）（十四）（十五）（十六）（十七）（十八）（十九）（二十）（二十一）（二十二）（二十三）（二十四）（二十五）（二十六）（二十七）（二十八）（二十九）（三十）（三十一）（三十二）（三十三）（三十四）（三十五）（三十六）（三十七）（三十八）（三十九）（四十）（四十一）（四十二）（四十三）（四十四）（四十五）（四十六）（四十七）（四十八）（四十九）（五十）（五十一）（五十二）（五十三）（五十四）（五十五）（五十六）（五十七）（五十八）（五十九）（六十）（六十一）（六十二）（六十三）（六十四）（六十五）（六十六）（六十七）（六十八）（六十九）（七十）（七十一）（七十二）（七十三）（七十四）（七十五）（七十六）（七十七）（七十八）（七十九）（八十）（八十一）（八十二）（八十三）（八十四）（八十五）（八十六）（八十七）（八十八）（八十九）（九十）（九十一）（九十二）（九十三）（九十四）（九十五）（九十六）（九十七）（九十八）（九十九）（一百）」を

に改める。

富士山官民共創推進監

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十二号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年十月十六日

山梨県人事委員会

委員長 水上 浩一

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務局の項中「リニア整備推進監」を「リニア整備推進監 富士山官民共創推進監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会訓令第二号

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年十月十六日

山梨県人事委員会

委員長 水上 浩一

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務局処務規程（昭和六十一年山梨県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

監査委員

山梨県監査委員訓令第一号

山梨県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年十月十六日

山梨県監査委員	入 倉 博 文
同	大 久 保 俊 雄
同	桐 原 正 仁

山梨県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県監査委員事務局職員服務規程（昭和四十八年山梨県監査委員訓令第三号）の
一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

その他

山梨県議会訓令甲第一号

山梨県議会議事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年十月十六日

山梨県議会議長 宮 本 秀 憲

山梨県議会議事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県議会議事務局職員服務規程（昭和四十三年山梨県議会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「証人」を「裁判員、証人」に、「参考人登」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。